

## 輸出貿易管理令第12条第2号の規定に基づく税関長に対する

### 経済産業大臣の権限の委任について

輸出注意事項62第21号（62.11.10実施）

最終改正 輸出注意事項29第24号（29.10.1実施）

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第12条第2号の規定に基づき、次に掲げる経済産業大臣の権限を税関長に委任することとし、昭和62年11月10日から実施する。なお、本件の実施に伴い、輸出貿易管理令第11条第2号の規定に基づく税関長に対する通商産業大臣の権限の委任について（昭和35年4月28日付け35通第1873号）は、廃止する。

1 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物であつて、次の各号に掲げるものに係る輸出令第2条第1項の規定による承認の権限。ただし、付表に掲げる貨物に係るもの、輸出貿易管理規則（昭和24年12月1日付け通商産業省令第64号）第2条の2の手続きにより受けた承認に係るものを除く。

- (1) 宣伝用貨物（宣伝用印刷物を含む。）又は商品見本
- (2) 外国において開催される博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するものに出品される貨物であつて、目的完了後、消耗品を除き、本邦に積み戻されるもの
- (3) 海外における技術指導のため、又は海外における学術上の調査又は実験の用に供するために必要な貨物であつて、目的完了後、消耗品を除き、本邦に積み戻されるもの
- (4) 宣伝用、見本用又は学術研究用に輸入された貨物であつて、その目的達成後所有者に返送されるもの
- (5) 海外における建設、修復、開発等に係る下調査のために必要な貨物であつて、目的完了後、消耗品を除き、本邦に積み戻されるもの
- (6) 輸出した貨物のアフターサービスのために必要な貨物
- (7) 輸出貨物の取換品又は輸出貨物に係るクレームの処理のための貨物
- (8) 取換若しくは交換又はクレーム処理のために輸出者に返送される輸入貨物
- (9) 輸入しようとする機械類の性能を試験するために輸出される供試品
- (10) 輸入しようとする農産物の検査又は消毒に用いるために輸出される貨物
- (11) 本邦において修理をするために価額の全部につき支払手段による決済を行わないで輸入された貨物であつて、当該修理終了後輸出されるもの
- (12) 外国で修理又は検査するために輸出される貨物であつて、当該修理又は検査終了後価額の全部につき支払手段による決済を行わないで輸入されるもの
- (13) 委託販売輸入契約に基づく輸入貨物であつて、販売期間終了後返送されるもの
- (14) 返送を条件として無為替輸入された貨物
- (15) 削除
- (16) 本邦から出漁し海外で操業している本邦籍の漁船において使用する貨物
- (17) 外国において沈船引き揚げ作業を行うため必要な貨物
- (18) 削除
- (19) 居住者の本邦外にある支店、出張所、駐在員事務所又は現地法人（当該居住者により保有される当該現地法人の株式の数又は出資の金額の当該現地法人の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合が50%以上のものに限る。）の用に供される貨物
- (20) 非居住者が本邦に駐留する外国軍隊から払下又は譲渡を受けた貨物であつて、当該非居住者又は代理人が輸出するもの

(21) 削除

(22) 船会社又は航空会社が外国にある自己の支店等又は船舶若しくは航空機に送付する船用品又は航空機用品等

(23) 総価額100万円相当額以下のもの

- 2 価額の全部につき支払手段による決済を要しないものとして輸入した貨物のうち保税地域に蔵入又は移入された貨物であつて、保税地域から積み戻す貨物に係る輸出令第2条第1項の規定による承認の権限。ただし、付表の1及び3に掲げる貨物に係るものを除く。
- 3 保税地域から積み戻す貨物であつて、輸出令別表第2の1及び45の項の中欄に掲げる貨物に係る輸出令第2条第1項による承認の権限。ただし、45の項の中欄に掲げる貨物にあつては、関税法第69条の12第1項に規定する認定手続中の貨物及び商標権、著作権又は著作隣接権を侵害する貨物に該当すると認定された貨物に限る。
- 4 外為法第67条第1項の規定により1、2又は3の承認に条件を付する権限。
- 5 輸出令第8条第2項の規定により、当該輸出者の責に帰すことができないやむを得ない理由がある場合に、一回に限り1月（外国為替及び外国貿易法第48条第1項の許可又は同令第2条第1項の承認（以下「許可等」という。）を行う際にその有効期間が6月より短い期間に定められている場合は、1週間）の範囲内において許可等の有効期間を延長する権限。

付表

- 1 輸出令別表第2の19の項の中欄に掲げる貨物
- 2 輸出令別表第2の、21の3、35の3及び38の項の中欄に掲げる貨物
- 3 輸出令別表第2の20から21の2まで及び35から37までの項の中欄に掲げる貨物（同表の20の項に掲げる貨物にあつては使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限り、同表の35の3の項に掲げる貨物にあつては同項（1）に掲げる水銀化合物のうち、塩化第一水銀（塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）、酸化第二水銀（酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）、硫酸第二水銀（硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）並びに硫化水銀（辰砂に含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合（辰砂に含まれる場合を除く。）は、硫化水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）に限る。）
- 4 輸出令別表第2の45の項の中欄に掲げる貨物（関税法第69条の12第1項に規定する認定手続中の貨物及び商標権、著作権又は著作隣接権を侵害する貨物に該当すると認定された貨物を除く。）